

生駒市訓令甲第12号

生駒市男女共同参画施策推進会議設置要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年12月3日

生駒市長 山下 真

生駒市男女共同参画施策推進会議設置要綱の一部を改正する訓令

生駒市男女共同参画施策推進会議設置要綱（平成7年2月生駒市訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、理事」を削り、同条第2項中「教育長を、理事は市長公室長及び」を削り、同条第3項中「指名する」の次に「者をもって充てる」を加え、同条第6項を削る。

第5条第3項中「人権施策課課長補佐」を「男女共同参画プラザ所長」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 部会員は、部会長が定める定数に応じ、推進会議の委員が所属する部（これに相当する公室等を含む。）の職員のうちから当該部の長が推薦する者をもって充てる。

附 則

この訓令は、平成21年12月3日から施行する。